

○浦添市都市公園条例

平成17年12月26日

条例第31号

改正 平成24年12月19日条例第40号

平成29年10月 4 日条例第25号

平成29年12月20日条例第36号

令和 3 年 9 月29日条例第33号

令和 5 年 3 月27日条例第11号

令和 8 年 3 月31日条例第 4 号

注 平成29年10月から改正経過を注記した。

浦添市都市公園条例（昭和54年条例第23号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 1 章の 2 公園の設置（第 1 条の 2—第 1 条の 4）

第 2 章 公園の管理（第 2 条—第26条）

第 3 章 雑則（第27条）

第 4 章 罰則（第28条—第30条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）に定めるもののほか、都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理につき必要な事項を定めるものとする。

第 1 章の 2 公園の設置

（令 5 条例11・改称）

（公園の敷地面積の標準）

第 1 条の 2 市の区域内の公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は 5 平方メートル以上とする。

（令 5 条例11・一部改正）

（公園の配置及び規模の基準）

第 1 条の 3 市が設置する公園の配置及び規模の基準は、それぞれその特質に応じて

市内における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。
- (5) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(令5条例11・一部改正)

(公園施設の設置基準)

第1条の4 市の設置する公園に公園施設として設ける建築物の面積に係る法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2（浦添運動公園及び浦添カルチャーパークにあつては、100分の5）とする。

- 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第1項に掲げる特別の場合に応じて規則で定める範囲とする。
- 3 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（政令第6条第1項各号に規定する建築

物を除く。)を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として、第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- 4 一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の55とする。

(平29条例36・令3条例33・令5条例11・一部改正)

第2章 公園の管理

(行為の制限)

第2条 公園において、次に掲げる行為をしようとするものは、指定管理者（第16条に規定する指定管理者をいう。以下この条、第5条、第13条及び第15条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (5) その他市長が必要があると認めること。
- 2 前項の許可を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面により、あらかじめ指定管理者に申請しなければならない。
- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
 - (2) 行為の目的
 - (3) 行為の期間
 - (4) 行為の場所又は公園施設
 - (5) 行為の内容
 - (6) その他市長が必要があると認める事項
- 3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(令5条例11・一部改正)

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場合以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (8) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊びをすること。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) その他公園の管理上支障があると認められること。

(令5条例11・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第5条 指定管理者は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合において公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

2 指定管理者は、公園の利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、これを許可しない。

(公園施設の設置又は管理等の許可の要件)

第6条 法第5条第1項の規定により公園において公園施設を設け、又は管理することのできる者は、市内に住所又は事業所を有する者とする。ただし、規則で定める公園については、この限りでない。

(平29条例25・一部改正)

(許可申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項で定める許可申請の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 名称、住所及び代表者の氏名
 - イ 設置の目的
 - ウ 設置の期間

- エ 設置の場所
 - オ 公園施設の構造
 - カ 公園施設の管理の方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク 工事实施の方法
 - ケ 公園の復旧方法
 - コ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
- ア 名称、住所及び代表者の氏名
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理の期間
 - エ 管理する公園施設
 - オ 管理の方法
 - カ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。
- ア 変更する事項
 - イ 変更する理由
 - ウ その他市長が指示する事項
- (占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第6条第2項で定める許可申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
 - (2) 占用物件の管理方法
 - (3) 工事实施の方法
 - (4) 工事の着手及び完了の時期
 - (5) 公園の復旧方法
 - (6) その他市長の指示する事項
- (軽易な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書による軽易な変更事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
 - (2) 占用物件の構造を変えない修繕
 - (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え
- (添付書類)

第10条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの

許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(令 5 条例11・一部改正)

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

第11条 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を休止し、又は廃止しようとするときは、その日前10日までに理由を付して市長の許可を受けなければならない。

(令 5 条例11・一部改正)

(使用料)

第12条 法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、別表第 1 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

3 市長は、必要があると認められるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

4 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によって使用することができなくなったときその他市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(令 5 条例11・一部改正)

(監督処分)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、第 2 条第 1 項の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) 第 2 条第 1 項又は第 4 条に違反しているもの

(2) 第 2 条第 3 項の規定による許可に付した条件に違反しているもの

(3) 偽りその他不正な手段により第 2 条第 1 項の許可を受けたもの

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第 2 条第 1 項の許可を受けたものに対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない理由が生じたとき。

(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づくやむを得ない理由が生じたとき。

(令 5 条例11・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第13条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(令5条例11・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第13条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第13条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市のホームページへの掲載その他の方法により公示すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、前条各号に掲げる事項を記載した保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(令5条例11・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

第13条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(令5条例11・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第13条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等そ

の他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(令 5 条例11・追加)

(工作物等を返還する場合の手続)

第13条の 6 市長は、法第27条第 4 項(法第33条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により保管した工作物等(法第27条第 6 項(法第33条第 4 項において準用する場合を含む。))の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(令 5 条例11・追加)

(権利の譲渡禁止等)

第14条 公園施設の設置若しくは管理の許可又は公園の占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(令 5 条例11・一部改正)

(届出)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長(第 6 号の場合にあっては指定管理者)に届け出なければならない。

- (1) 法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第 1 号に掲げる者が、法第10条第 1 項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第 1 項又は第 2 項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第13条第 1 項又は第 2 項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(公園の管理)

第16条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」とい

う。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条第1項及び第2項に規定する許可に関する業務、第5条第1項及び第2項に規定する利用の禁止又は制限に関する業務、第13条第1項及び第2項に規定する監督処分に関する業務並びに第15条第6号の規定による届出の受理に関する業務
- (2) 第21条に規定する利用料金の收受、減免及び返還に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、公園の管理上又は公園の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、業務を行うに当たり、法及び法に基づく命令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、公園の管理を行わなければならない。

(令5条例11・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第18条 第16条の規定による指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定等)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書等の内容が、市民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、公園の効果を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有する法人その他の団体であって、市内に住所又は事業所を有するもの（規則で

定める公園においては、市外に住所又は事業所を有するものを除外しない。) であること。

(平29条例25・一部改正)

(指定管理者の指定及び取消しの告示)

第20条 市長は、前条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第24条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(令5条例11・一部改正)

(利用料金)

第21条 第2条第1項の許可を受けたものは、指定管理者に対し、別表第2に掲げる額の利用料金を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定管理者は、公園の駐車場を利用する者から利用料金を徴収することができる。

3 前項の場合において、徴収する利用料金の額は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金は、前納しなければならない。ただし、公園の駐車場を利用するときその他指定管理者が認めるときは、この限りでない。

5 指定管理者は、必要があると認められるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

6 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によって利用することができなくなったときその他指定管理者が必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

7 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(令5条例11・一部改正)

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第22条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 第17条の業務に従事している者又は従事した者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報

告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 2 月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設の利用料金の徴収実績
- (3) 施設の維持管理に係る経費の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の実態を把握するために必要な事項

(令 5 条例11・一部改正)

(指定管理者の指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が地方自治法第244条の 2 第10項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第25条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、その限りでない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第26条 第 2 条から第15条まで及び第21条の規定は、法第33条第 4 項の規定による公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(令 5 条例11・一部改正)

第 3 章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 罰則

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 2 条第 1 項(第26条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第 2

条第 1 項各号に掲げる行為をした者

(2) 第 4 条（第26条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第 4 条各号に掲げる行為をした者

(3) 第13条第 1 項又は第 2 項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による指定管理者の命令に違反した者

（令 5 条例11・一部改正）

第29条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（該当 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円）以下の過料に処することができる。

（令 5 条例11・一部改正）

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の浦添市都市公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の浦添市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際、改正前の条例による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の条例の様式によるものとみなす。

（準備行為）

4 市長は、この条例の施行の日前においても、第19条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成24年12月19日条例第40号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年10月 4 日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 29 日 条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日 条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日 条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浦添市都市公園条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 12 条関係）

（令 8 条例 4 ・全改）

（単位：円）

	区分	単位	使用料
公園を占有する場合	電柱その他これに類するもの	1 年 1 本	240
	電線、電らんその他これらに類するもの	1 年 1 メートル	70
	変圧塔及び送電塔	1 年 1 平方メートル	660
	水道管、ガス管、下水道管その他これらに類するもの		
	口径 0.4 メートル未満	1 年 1 メートル	140
	口径 0.4 メートル以上 1.0 メートル未満	1 年 1 メートル	330
	口径 1.0 メートル以上	1 年 1 メートル	660
	通路、橋、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設	1 年 1 平方メートル	330
	防火用貯水槽	1 年 1 平方メートル	330
	郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出所、天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設	1 年 1 平方メートル	660

	競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 日 1 平方メートル	3
	標識	1 年 1 個	30
	索道、鋼索鉄道及び送電線	1 年 1 平方メートル	330
	工事用施設及び工事用材料置場	1 月 1 平方メートル	70
	その他の占用	1 年 1 平方メートル	760
公園施設を設ける場合	売店、飲食店	1 年 1 平方メートル	830
	その他営利を目的とする施設	1 年 1 平方メートル	760
公園施設を管理する場合	売店、飲食店	1 年 1 平方メートル	5, 730
	その他営利を目的とする施設	1 年 1 平方メートル	1, 780

別表第 2（第21条関係）

（令 5 条例11・一部改正）

（単位：円）

区分	単位	利用料金
行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること	1 日	500
業として写真を撮影するもの	1 日（写真機 1 台）	370
業として映画を撮影するもの	1 日	21, 970
興行を行うこと	1 日100平方メートル	220
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1 日100平方メートル	220

別表第 3（第21条関係）

（令 5 条例11・追加）

（単位：円）

資料 7 - 2

区分	単位	利用料金
大型自動車 中型自動車	1 台 1 時間までごとに	300
準中型自動車 普通自動車	1 台 1 時間までごとに	200

備考 この表において「大型自動車」、「中型自動車」、「準中型自動車」又は「普通自動車」とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車をいう。